

嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還に関する意見書

本県における米軍基地の過度の集中は、日常的な航空機爆音を初め、実弾射撃演習による原野火災や自然環境の破壊、油類による河川・海域の汚染及び土壌の汚染、大惨事を招きかねない航空機事故のほか、米軍人・軍属等による刑法犯罪等の発生など、県民生活にさまざまな被害を及ぼしている。

このような状況から、本県議会では、これまで日米両政府に対し米軍基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等を求めてきたところであるが、依然として米軍による事件・事故は後を絶たず、普天間飛行場や嘉手納飛行場では、常駐機に加え外来機の飛来による爆音被害は増幅しているのが現状である。

また、平成18年5月の再編実施のための日米のロードマップのとりまとめから5年近くが経過しているにもかかわらず、いわゆるパッケージ論が障壁ともなっており、県民の目に見える形での基地負担の軽減は図られていない。

一方、嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還は、沖縄の振興発展を大きく左右するものであり、普天間飛行場の移設については、平成21年9月以降の県内の諸政治状況等を踏まえると、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難な状況にあるものと言わざるを得ない。

このようなことから、パッケージ論にとらわれることなく、普天間飛行場の国外・県外移設に取り組むとともに、在沖米海兵隊の撤去と嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還については、実現可能なものから一つ一つ確実に実施していくことが必要である。

よって、本県議会は、基地のない平和な沖縄県づくりを図るため、嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還が速やかに実現されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月29日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} あて